工事検査課長

デジタル工事写真の小黒板情報電子化(電子小黒板)について(お知らせ)

このことについて、下記のとおり運用することとしたので、お知らせします。

記

1. 運用方法

富山市が発注する建設請負工事について、「電子小黒板の活用について」(平成29年8月1日付け富山県建設技術課第152号)に基づき運用するものとします。

2. 開始日

平成30年10月1日以降に、公告又は指名通知を行う案件から適用します。 なお、既に公告済み又は指名通知済みの案件については、監督員と協議した上 で運用してよいものとします。

3. 留意事項

- ・電子小黒板の導入にかかる費用は、技術管理費(土木等)もしくは現場管理 費(建築等)に含まれるものとします。
- ・電子納品の対象外工事においても、運用してよいものとします。

(担当) 財務部工事検査課 (Tm. 076-443-2212)